

○男女共同参画推進員と審議会、男女の数の均衡を図れ

2001年に津幡町男女共同参画推進計画策定委員会が設置されてから、今年で9年目になります。そしていま、この本会議に、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進条例が上程されました。

(男女共同参画を推進し地域に施策を浸透させることを目的に、)町には、8人の男女共同参画推進員がいます。また男女共同参画推進条例の制定に向けて、8人からなる男女共同参画懇話会が設置されています。

推進員8名と懇話会の委員2名は、公募によって選出されました。推進員には12名が応募し、懇話会には6名の応募がありましたが、多数の応募からどのようにして委員を選んだのですか。今年男女共同参画推進員に応募したのは計12人と申し上げましたが、応募の内訳は男性6人、女性6人、その中から男性5人、女性3人が選ばれ、懇話会には男性2人、女性4人の計6名の応募があり、男性1人女性1人が選ばれました。懇話会の全体の構成員は男性6人、女性2人となっています。つまり推進員の男女比は5対3、懇話会の男女比は3対1です。

推進員や懇話会のこのような男女比について、男女共同参画推進プランを考慮したのかどうか、説明を求めます。

男女共同参画推進にあたり、委員の男女比を同率とするべきではなかったか。少なくとも男女の数の均衡をはかるべきではなかったか。

町は男女共同参画推進プランに基づき、審議会や委員会等の女性の割合が30%以上を占めるよう努めるとしていますが、昨年4月時点で、その女性委員の割合は14.6%で、目標の半分以下しか達成されていません。

女性委員が伸びない理由として、前村町長は「津幡町では共働き世帯が多く、家庭の都合などにより社会参加の意識を持ちながらも、参加できないのが現状である」「女性のみを優遇することは、真の男女共同参画とはいえない」と答弁されています。

しかし本当にそうでしょうか。

女性が社会参加している分野には極端なカタヨリがあります。その偏りの原因は、家父長制度に基づく戦前までの日本社会のあり様にあるのではないかと。男女共同参画推進プランはこの偏りを是正する役割を持っているはずですが。

町管理職や委員会、審議会や協議会、また区長会は、本当に女性が少ない、あるいは一人もいないというのが現状です。女性に能力がないのではなく、社会の仕組みがその原因を作ってきたとも考えられます。行政が率先して女性登用を図っていくことが大切であり、そのための推進プランであったはずであり、その実現のための仕組みづくりが求められ、目標実現に向かったの具体策が必要だと思います。町長はどう取り組むべきと考えていますか。

男女共同参画懇話会は条例を審議した委員会でもあります。その懇話会の男女比が、男性7

5%、女性25%という現状は改めるべきです。条例制定後は、懇話会は審議会として存続します。推進員も審議会も男女の数の均衡を図るとともに、男女比にかたよりがでないような仕組みづくりを、町に要望します。男女共同参画推進条例案には、積極的改善措置として、付属機関等の委員は男女いずれか一方の委員総数の10分の4未満にならないようつとめなければなりません。さっそく、男女共同参画推進員と審議会から実行していただきたいと思います。

男女が社会の対等なパートナーとして、企画・立案・方針などの決定の過程に共同して参画する機会を確保するために、牽引役である町は、率先して男女共同参画への仕組みづくりに取り組んでいただきたいと思います。

また、条例制定後は、たとえば男女共同参画推進室のような、専門的な窓口も必要になってくるのではないのでしょうか。設置される考えはありますか。

○ 障がい福祉の現状と課題は、

自治体の仕事の中でもっとも大切なことのひとつといえば、本当に困っている人をどう支援していくか、そしてだれもが安全、安心して暮らせる地域をどう築いていくかということだと思います。

ある統計によると、人は死ぬまでに、平均して、約7年間は、介護なしでは生きていけない、あるいは病気で療養しなければならないのだそうです。新聞でちらっと読んだ記事で、うる憶えなので確かではないのですが、年をとっていくなかで、いずれは障がいを抱えながら生きていかねばならないと書かれていたと思います。障がいは、生きている限り誰の身の上にもおこることです。

障がい福祉行政について質問します。

今年7月に津幡町障害児・者団体連絡協議会「てんとう虫の会」が発足しました。障害があっても安心して津幡町で暮らせることを願い、おじやママどれみの会、町肢体不自由児・者父母の会ラフ、町身体障害者福祉協議会、町手をつなぐ育成会の4団体が連携し、情報交換しながら、自分たちができることを話し合っていくということです。

さっそく障害ボランティア養成講座が開催され、8月には車椅子で町の防災訓練に参加し、秋には、シグナス周辺のクリーン・キャンペーンを予定しているそうです。この会の設立にあたり、障害を持つ家族、本人、支援をする人たちの、地域社会に対する前向きで積極的な姿勢と行動がすばらしいと感じました。

今後は社会福祉協議会と連携して、「てんとう虫の会」を支援する体制を町にも望みます。

その際の窓口は、どこになるのでしょうか。

さて、5月20日に障害者地域自立支援協議会が開かれました。そこでもさまざまな報告、意見が出され、議論されたと思われますが、津幡町における障がい福祉の現状と課題は何でしょうか。

障がい者は学校を卒業したあと、地元の人との交流の場がなくなる人たちも多い。障がい者と地域の人たちとがいっしょにやれることはないか。

たとえば、シグナスに、障がい者が働く喫茶店づくりができないか。内灘町には、文化会館に（平成

20年6月から) 障がいを持つ方が働くチャレンジド喫茶「虹」があります。かほく市には、ライフクリエートかほくにカフェ・ショップ「ハニーコーン」が、金沢市には、福祉喫茶「つづみ門」などがあります。それぞれ運営、仕組みは異なりますが、地域の人たちが、障がいがある・なしに関わらず、触れ合える場となっています。

障がい者を地域で支えるネットワークをつくること、あるいは、障がい者と地域の人たちとの交流の場をつくり、その輪を広げることができないでしょうか。

○障がい児教育（特別支援学級、就学指導委員会、インクルーシブ教育等）について

国の推計では、小中学校の通常学級に在籍する発達障害の児童生徒は約6%で、1学級に数人在籍する計算になり、その人数は増加傾向にあります。

今年6月、政府の「障がい者制度改革推進会議」の第一次意見書には、「障がいの有無に関わらず、すべての子どもが地域の小中学校に在籍することを原則とし、本人や親が望んだ場合に、特別支援学校、特別支援学級で在籍することができるようにする」とあります。また障がいの有無にかかわらず、それぞれの個性の差異と多様性が尊重され、人格を認め合う共生社会の構築に向けて、学校教育の役割は大きいとし、障害者と障害のないものが差別を受けることなく、ともに生活し、共に学ぶ教育（インクルーシブ教育）を実現することとしています。

幼稚園・保育園、小中学校での、特別支援学級の状況について、また特別支援学級は通常学級の指導とはどのような違いがあるのでしょうか。

毎年12月に開かれる就学指導委員会では、障がいのある新入生や在校生に関する児童観察の資料をもとに、就学の方角付けを審議し判断すると聞いていますが、就学指導委員会とはどのようなものでしょうか。教育委員会は就学指導委員会の判断を受けて、保護者と意見調整をすると聞きましたが、実際はどのようにしていますか。

また委員会に提出される児童観察の資料とは、どのようにして作成されているのですか。

（児童観察の報告資料をもとに、就学指導委員会が判断し、教育委員会に報告。教育委員会はそれを元に、保護者と意見を交わし方針を決定するという手順であると理解しているか。）

また就学前の幼稚園、保育園児から就学時の保護者への、子どもの発達に伴う相談支援体制は十分でしょうか。個別の障がいの状況を幼児期より早期に把握し、幼児段階での障がいの早期発見、早期支援、幼児期からの特別支援教育の推進が重要ではないでしょうか。

今後の課題としては、啓発、つまり、特別支援学級への正しい認識を通じて、障がい者と共生でき、多様性を尊重し合う高度福祉社会を目指す姿勢を、社会全体に広げる必要があると思います。

インクルーシブな社会を構築するために、インクルーシブ教育を推進し、そのシステムの導入が必要だと思っています。

インクルーシブとは「取り込んだ、包括的な」という意味で、障がい者をとりこみ、障害のない人と共に生活し、共に学ぶ教育のことです。

「インクルーシブ教育」について、教育長はどのように考えていますか。

教育委員会と保護者の判断結果に相違が出た場合は、どのようになるのですか。

専門家による適切な判断と、障がいのある児童の就学先の決定に際する保護者の意見聴取が義務付けられています。(学校教育法施行令第18条の2)

共に生活し、共に学ぶ教育、インクルーシブ教育は、障がい者だけでなく障がいのない人にとっても生きる力を育むことになると思います。

注)障害のある児童の就学先の決定に際する保護者の意見聴取の義務付け(学校教育法施行令第18条の2)障害のある児童を 小学校に認定就学制度により就学させる場合及び 盲学校等の小学部に就学させる場合、その決定に際しては、現行規定上、専門的知識を有する者の意見を聴くものとされている。これに加え、日常生活上の状況等をよく把握している保護者の意見を聴取することにより、当該児童の教育的ニーズを的確に把握できることが期待されることから、保護者からの意見聴取の義務付けを新たに規定した。

○地域福祉計画策定への取り組みが遅れているのではないか。

2002年、地域福祉計画策定に向け、国は各都道府県あてに通知をいたしました。

地域福祉計画とは、地域住民の意見を十分に反映させながら策定するもので、地域福祉に関する理念と施策を有した、各自治体における地域福祉推進のための総合計画とっていいもので、住民の生活に直結した地域福祉のありかたと実現に向けた具体策を提示するものです。

地域福祉計画は、孤立する高齢者の支援、介護支援、障がい者の支援、子育て支援、男女共同参画などを網羅しています。さきほどから一般質問した男女共同参画も、障がい福祉も、この地域福祉計画に組み込まれるはずのもので、安全・安心な町づくりを目指すためにもこの計画を策定すべきです。

この計画は地域住民の主体的な参加を大前提にしており、計画策定段階から住民が参加しなければなりません。多様性を認め合う住民相互の連携を求め、住民自らが主体的にかかわって地域福祉を推進し、福祉文化の創造をめざすというものです。わたしは、インクルーシブ教育について触れ、教育長の考えについても質問したところではありますが、この地域福祉計画の理念には、共に生きる社会づくりとあり、ほかに住民参加の必要性、男女共同参画、福祉文化の創造の4つの理念があげられています。計画期間は概ね5年とし、3年で見直すことが適当であり、計画を評価する体制が必要です。

10年前から計画策定の指示があったにもかかわらず、義務化されていないのでしょうか、厚生労働省のHPには、津幡町は地域福祉計画の策定のめどがたっていない自治体であると公表されています。熊本県は全市町村で策定が完了しました。福井県、岐阜県、静岡県の中部3県を含む5府県はすべての市町村で策定したか、あるいは策定のめどがたっています。

石川県は全国では計画策定率ワースト6位。2009年度末までに策定が終了したのは、金沢市、能

美市、加賀市、七尾市、羽咋市の5市。2010年度以降に策定予定は、かほく市、野々市町、志賀町の1市2町。策定未定は津幡町を含む4市7町です。津幡町が全国ワースト6位の牽引役となっているのは恥ずかしいことです。

津幡町は策定未定となっていますが、地域福祉計画策定に向けて、今後どのような時期、段取りで進めていくつもりですか。

(仮称)ですが、地域福祉計画策定委員会を設置するにあたっては、委員の選出方法、計画への住民参加の機会の確保、委員会の原則公開、傍聴できる体制が求められ、その審議の様子はいち早く公表されることが必要だと思えます。この点についてもお聞きします。

注) 地域福祉計画策定委員会

○地域福祉計画の策定に当たっては、市町村の地域福祉担当部局に地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する、例えば「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。

○ 地域福祉計画策定委員会は、必要に応じて適宜、委員以外のその他の関連する専門家、地域の生活課題に精通し地域福祉に関心の深い者、その他関係者等の意見を聞くことや、住民等が計画策定に積極的に関わることができる機会を確保することが適当である。

○ また、地域福祉計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を採るなどの配慮が必要である。

○ なお、具体的な地域福祉計画策定は、平成15年4月の社会福祉法の地域福祉計画条項施行以降、こうした準備が整った市町村から速やかに行われるのが適当である。このため、地域福祉計画策定委員会は14年度の早期に発足することが望ましい。

○学校給食の地産地消推進の方針を示せ

津幡産のお米が学校給食指定米として、取り入れられました。お米の地産地消といえるわけで、評判も大変良いと聞いています。子どもたちも喜び、生産者にとっても安定した需要が期待されます。お米に加え、給食のおかず食材の地産地消への推進を求めて、質問します。

国が奨める「地域に根ざした学校給食推進事業」に、町は取り組んできた経緯があります。

現在、学校給食の食材は、どのようにして、どこから調達していますか。

近隣地域で生産される農作物を、積極的に給食の食材として調達する取り組みをしているのでしょうか。

味噌や豆腐は、町の生産業者から仕入れているようですが、その他の加工品はどのようなか。また、魚や肉はどうしているか。地元のスーパーや商店から仕入れれば、町の経済の活性化に繋がると思

います。

また、生産者と購入者を繋ぐ機能を有する JA 石川かほくには、JA グリーンの生産者直売所「そくさいかん」、倶利伽羅塾、新しくできた河合谷の郷・即売所などを通してその契約農家から給食の食材を求めることはできませんか。

町、行政が給食の地産地消への方針をはっきりと打ち出し、町の方針が決まれば、それに向けての環境作り、仕組みづくりが進んでいくと思います。しかし、町の方針がなければ、給食の地産地消の推進はできません。

給食の地産地消への流通がしっかりすれば、いずれは保育園やグループホーム、やまびこなどの福祉施設、河北中央病院などへも、地元の食材を提供できるようになるのではないかと思います。

そのためには、行政が給食の地産地消への方針を打ち出すことが必要で、そうなれば、きっと、それにならな地産地消の流通が生まれるのではないかと。自治体行政が地産地消への方針を打ち出すことが肝心ではないかと思います。この点について町長はどのように考えますか。

学校給食の地産地消の目的のひとつに、地場産物の安定的活用があります。

国の食育推進基本計画では、学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合（食材数ベース）を30%以上とすることを目指しています。津幡町での町内産の活用率（食材数ベース）は何%でしょうか。

○ボートピア開発行為者である(株)グッドワンに残土処理場を町は提供したのか

ボートピアの開発行為者である民間会社「グッドワン」が臨時排雪場を整備することになったことに関して、7月22日の北國新聞には、排雪場の確保ができていなかった町に対し、民間会社「グッドワン」が地域貢献の意味を込めて整備するとのみ報道されていました。一方、同じ日の北陸中日新聞には、業者は大量の残土を近隣で安価に処分でき、町にとっても豪雪時の排雪場を確保できると報道されていました。

山林約2,7haを堀削し、約6万7000m³の残土が排出され、そのうちの5万5500m³を、車でわずか2分の距離の丘陵公園内の谷間に捨て、そこを臨時的雪捨て場に整備するという計画です。5万5500m³の残土というと、どれぐらいかイメージすると、100m四方の面積に5,5メートルの高さに盛られた土ということになりますが、では重さはどれぐらいか。

ふけ率を考慮して、(地山)比重は1,56から1,8ぐらいの間ですから、残土の重さは約8万6580トン～9万9900トンになります。つまり最大約10万トンの残土をどこかに移動しなければならない。10万トンの重さ、これを想像することはなかなかむずかしい。たとえば、怪獣ゴジラは2万トンですから、約5頭分になり、エンジェルズのゴジラ松井選手(体重100キロ)なら、なんと100万人分です。石川県民全員の体重の合計よりも重くなります。10トンダンプで運ぶと仮定しますと、10トンダンプ1万台の量になります。

周辺の交通事情に影響が出るのではないかと。工事はいつから始まるのか。津幡町にボートピア、ギャ

ンブル場はいらないと主張している自分としては、心配でたまりません。町民も同じ気持ちだと思います。

10トンダンプ1万台という量の残土をわずか2分の距離に捨てることができるということは、町もポートピアの開発行為者（株）グッドワンにずい分便宜を図っているものですね（ということが言えるのではないのでしょうか。）見方を変えれば、残土処理場を町はグッドワンに提供したともいえます。グッドワンにとっては残土処理場、町にとっては、雪捨て場。町はいつからギャンブル場の共同事業者となったのですか。

ポートピアにたまった雪もその排雪場に捨てられることになるのですか。その際、料金はいくら徴収することになりますか。

○オーストラリア中学生海外派遣事業に町長が同行する行政上の目的は

オーストラリア中学生海外派遣事業について質問します。オーストラリア滞在期間中連日、北國新聞紙上に報道されていましたが、それを見ますと、町長は、タウンズビル市郊外の動物保護区域を訪れ、国立海洋研究所や公園内での市民イベントを視察したとありました。

オーストラリア中学生海外派遣事業に町長が同行する行政上のメリット、行政上の目的は何でしょうか。9日間の公務と引き換えに行く場合、それは町民にどのように還元されますか。